

規則

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十三号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料」の下に「（）の給料を計算する場合における給料月額は、給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第二の備考2の規定を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。次項及び第五条第二項において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「の異動」の下に「若しくは新たに学校職員に採用された者の当該採用」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第五条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額」とする」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。